令和６年度における国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和７年５月１６日
独立行政法人日本スポーツ振興センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和６年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1　令和６年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。令和６年２月 24 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2　環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の調達、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥建築物の維持管理業務、⑦産業廃棄物の処理について、以下のとおり環境配慮契約を締結した。

○電気の供給を受ける契約

電気の調達について、昨年度については、入札による契約４件、少額随意契約による契約１件で電力供給を受けた。入札による契約は、電力供給業者の二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件等を得点化し、裾切りを行う一般競争入札（最低価格落札方式）による調達を行ったものである。

○産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理については、令和６年度に締結した２件の契約に基づき業務を委託した。当該契約は、収集運搬業者及び中間処理業者の環境配慮への取組状況、優良認定への適合状況等を得点化し、裾切りを行う一般競争入札（最低価格落札方式）による調達を行ったものである。

3　その他の環境配慮契約に係る事項

○　環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「グリーン調達連絡会議」を活用することとした。

○　センターにおいて、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。